

令和3年9月28日

懲戒処分等の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

○公益通報に係る不適切な事務処理について

1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和3年9月28日

(2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別

①減給(10分の1) 1月 次長級 53歳 男

②戒告 係長級 45歳 男

③訓告 課長級 50歳 男

④文書厳重注意 係長級 40歳 男

(3) 非違行為の概要

本件は、令和2年度に、職員の初任給算定に係る公益通報がされたにもかかわらず、当時、本市の初任給決定は規則に基づき算定されていると誤認し、通報内容の十分な精査を怠り、通報事実該当しないものと判断して、受理しないと回答したものであります。

なお、その後の調査の結果、規則の解釈の誤りにより初任給を決定していたことが判明し、対象となった職員15名には、本年8月1日付けで本来の給料の号俸に訂正を行ったところであります。

(4) 管理監督責任等

上記の懲戒処分等に伴い、部下職員に対する監督責任として、下記の矯正措置を行いました。

・文書厳重注意 部長級 56歳 男

○市長コメント

職員の服務規律の確保や適正や事務処理については、これまで再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、本市職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

当該職員並びに管理監督職員等に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、公益通報制度の趣旨に鑑み、法令、規則に基づき適正な事務処理の徹底を図るとともに、一日も早く市民の皆様のご信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

〔問い合わせ先〕

登米市総務部

次長兼市長公室長 櫻 節郎

電話：0220-22-2090（直通）